

提言3

学校の裁量権の拡充をはかろう

教育の分権化とは、保護者、地域住民の意向を教育行政に反映するとともに、学校の裁量権を拡充することにほかなりません。それはまず、文部省が握っている権限を地方自治体に移していくことです。地方自治体間においても、都道府県教育委員会が市町村教育委員会に介入できる余地を最小限にすることです。さらに、重要なことは、教育委員会の権限を学校に移譲することです。

そして、学校は、教育サービスを受ける子どもを主役に、意志決定をする学校協議会とその方針を執行する学校職員によって構成されることになります。しかも、学校は教育サービスだけでなく、地域のコミュニティ拠点として多様な機能を併せ持つようになっていきます。

しかし、中教審は、「学校裁量権限の拡大」ということで、教育課程の編成や人事・学校予算などに関わる「学校の管理運営」について、校長のリーダーシップの確立と権限の拡大を求めています。

これでは、教育サービスを行う学校職員が実際に持っている仕事の裁量権は奪われ、校長の裁量権に一元化される可能性があります。たとえば、職員会議を校長の補助機関に位置づけることがこれに当たります。

市民主体の教育サービスを執行する校長の裁量は、学校協議会による不断のチェックと学校職員が持っている労働の裁量権の拡充とによって担保されなければなりません。

●学校教育ネットワーク

